

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京阪神ケーブルビジョン（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、この法人の理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、支払うことができる。
- 3 常勤役員には、役員賞与及び退職手当を支給することができる。
- 4 評議員には、この法人の定款第16条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬年額は、別表第1「常勤役員の報酬年額」に定める金額の範囲内とし、各々の常勤役員の報酬年額は、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬等は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める金額の範囲内とする。
- 3 評議員の報酬等は、定款第16条に定める金額の範囲内において別表第3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額（当該報酬年額を12で除した額をいう（以下「報酬月額」という。））をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は原則として通貨をもって直接本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人京阪神ケーブルビジョンの設立の登記の日（平成24年10月1日）から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬年額

- ・理事長 1,500万円までの範囲内
- ・常務理事 1,100万円までの範囲内
- ・理事 1,000万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として1人5万円の範囲内

別表第3 評議員の報酬

評議員会出席等、必要の都度、謝金として1人5万円の範囲内

常勤役員賞与支給細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人京阪神ケーブルビジョンの役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（平成24年10月1日施行）第3条の規定に基づき、常勤役員の役員賞与の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(賞与の支給)

第2条 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。

(賞与の額の決定)

第3条 各々の常勤役員の役員賞与の総額は、報酬月額（当該報酬年額を12で除した額をいう。）に5.0を乗じた金額の範囲内とし、各々の常勤役員の役員賞与の支給額は、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人京阪神ケーブルビジョンの設立の登記の日（平成24年10月1日）から施行する。

常勤役員退職手当支給細則

(平成 23 年 11 月 2 日制定)

(平成 30 年 6 月 25 日改正)

(目的)

第 1 条 この細則は、公益財団法人京阪神ケーブルビジョンの役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（平成 24 年 10 月 1 日施行）第 3 条の規定に基づき、常勤役員の退職手当の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、常勤役員が退職した場合に、その者に支給する。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在任期間 1 年につき、その者の退職時における報酬月額（当該報酬年額を 12 で除した額をいう。）に 2.0 を乗じて得た額に理事会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額を退職手当として支給する。各々の支給額は、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(特別功労金)

第 4 条 在職中特別の功労があった者に対して、前条の退職手当のほか、特別功労金を支給することができる。

(在職期間の計算)

第 5 条 第 2 条の在任期間の年数については、1 ヶ年を単位とし、1 年未満の端数があるときは 1 ヶ月を 1/12 年として計算し、1 ヶ月未満は 1 ヶ月とする。

(受給者の範囲と順位)

第 6 条 常勤役員が死亡した場合の退職手当の支給は、次の各号の順位によるものとし、第 2 号にあっては 2 号に掲げる順位によるが同順位者が 2 名以上ある場合は当該順位者全員の同意を得た代表者に支給する。

(1) 配偶者

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で、常勤役員の死亡当時、主としてその収入により生計を維持し、又は生計を共にしていた者。

2 前項による退職手当の請求期限は、死亡の日から 1 年以内とする。

(改廃)

第 7 条 この細則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則（平成 23 年 11 月 2 日）

この規程は、公益財団法人京阪神ケーブルビジョンの設立の登記の日（平成 24 年 10 月 1 日）から施行する。

附則（平成 30 年 6 月 25 日）

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 30 年 7 月 1 日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 退職時における報酬月額に役員就任日から基準日の前日までの在任期間の年数に 4.0 の割合を乗じて得た額

二 退職の時における報酬月額に基準日から退職時までの在任期間の年数に 2.0 を乗じた額に理事会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額